

2019年度(公社)三重県獣医師会事業計画

取組み方針

1 狂犬病予防事業は、委託契約市町と実施する狂犬病予防ワクチンの集合注射事業及び会員動物病院で実施する個別注射を推進し、狂犬病の発生及び蔓延防止に努めるとともに、狂犬病に関する情報の共有化を図る。また、身体障害者補助犬法に規定する県内盲導犬には、狂犬病予防注射の実施について支援する。

2 あすまいるの動物愛護事業に積極的に参画し、譲渡対象の犬・猫の不妊去勢手術等を実施する。また、TNR事業、負傷犬・猫の治療、野生鳥獣救護事業等県の委託事業に的確に対応するとともに、長寿犬・猫表彰事業の開催等動物愛護の推進に努める。

3 大規模災害発生時の動物救護活動に関する三重県との協定や東海4県1市間の協定に基づき、災害時対応備品の管理や地域の防災訓練等の参加及び当事者間の情報共有を図る。また、各支部と市町との被災動物救護に関する協定について、全ての市町と締結できるよう努める。

4 獣医学術に関する研修会等は、各支部が積極的に企画等について検討のうえ、開催する。また、日本獣医師会主催の年次学会や獣医学術近畿地区学会の参加を積極的に進め、会員の獣医学術等の知識向上や技術の研鑽に資する。他府県市獣医師会が開催する有意義な研修会等の情報を会HPやメールで周知することで会員の学術等の資質向上に貢献する。

公益事業1 狂犬病予防事業

近年の狂犬病予防注射の接種率低下の中、関係機関と連携して、集合注射及び各会員の病院における個別注射の接種率向上をめざし、狂犬病の発生及び蔓延防止に資する。

(1)平成31年4月から、各市町との委託契約による集合注射、各会員の病院における個別注射の実施をする。

(2)狂犬病予防ワクチンの安定確保及び供給のため、医薬品卸売り業者と契約する。

(3)各支部は県行政、市町と狂犬病集合注射に関する調整会議等を実施する。

(4)接種率向上のため、各支部にて市町広報、回覧板、ケーブルテレビ等を活用して、狂犬病予防注射の重要性や注射実施日程等の周知、広報活動ならびに啓発活動を推進する。

(5)集合注射の注射料金の適正化に向けての検討、見直しを行う。

(6)県行政との共催により、自治体担当者および一般市民に向けた、狂犬病予防に対する啓発、知識向上を目的とした研修会、講演会を開催する。

公益事業2 動物愛護・救護事業

「動物の愛護及び管理に関する法律(動管法)」の目的である「人と動物の共生する社会の実現」をめざして、本会は次の事業を実施する。

- (1)動物愛護啓発事業として県と共催で動物愛護週間行事を実施する。
- (2)会員病院からの推薦を受けた長寿の犬・猫を審査のうえ表彰する。
- (3)犬・猫のマイクロチップ装着の推進を図るとともに、装着後の登録手続きが円滑になるよう登録事務の支援を行う。
- (4)盲導犬・補助犬普及事業として、会員動物病院の協力を得て中部盲導犬協会等への募金を行い年度末に寄付をする。
- (5)あすまいるから譲渡される犬・猫の不妊去勢手術や県が実施する飼い主不明猫のTNR事業の不妊去勢手術について、県との委託契約のうえ、積極的に支援する。また、負傷動物の治療等県との委託事業についても適切に対応する。
- (6)大規模災害発生時の動物救護活動に関する三重県との協定や東海4県1市の協定に基づき、災害時対応備品の管理や地域の防災訓練等の参加及び当事者間の情報共有を図る。また、各支部と市町との被災動物救護に関する協定について、全ての市町と締結できるよう努める。

公益事業3 獣医療ならびに学術に関する事業

<小動物部会>

- ①獣医師法および関連規則の改正等については、遅滞なく会員に周知徹底を図る。
- ②卒後教育ならびに学術研修会事業

良質の獣医療サービスを提供するためには、専門知識や技術の向上・更新は必要不可欠である。各種出版物や外郭団体によるセミナーも数多くあるが、受講の機会を増やし、会員の便宜を図るために会員向け研修会を開催する。また、獣医学術近地区学会運営に参加し、演題発表される会員には学会発表助成金を交付して支援を行う。

<公衆衛生部会>

- ①公衆衛生関係獣医師として腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、ノロウイルス等による食中毒の発生および健康被害の拡大防止に努め、食の安全安心確保を図る。
- ②狂犬病をはじめとする、人と動物の共通感染症への関心が高まる中、公衆衛生関係団体等と連携協力し、市民公開講座や研修会の開催と、市民に対する動物愛護の普及啓発を図り、公衆衛生の向上に取り組む。
- ③三重県動物愛護行政の拠点である、「あすまいる」の運営等にを関係機関、関係団体と連携し、支援する。
- ④狂犬病予防をはじめとする、人と動物の共通感染症に関する市民公開講座を開催し、これらの知識を高めるための普及啓発活動を実施する。
- ⑤食品の安全安心確保や、人と動物の共通感染症予防等の学術研究及び調査研究の研鑽に努める。

<産業動物臨床部会>

- ①大、中、小、各家畜の疾病及び伝染病等の治療予防に当たり献身的に取り組み、また、畜産経営の指導、飼育動物の飼養管理指導を推進し、生産者及び関係者との交流や情報提供、連携協働を図る。
- ②畜産物食品の安全安心を提供するためには農場管理獣医師は必要であり、農場管理獣医師制度を積極的に推進し産業動物部会の発展を図る。
- ③各生産者団体との情報提供や技術提供、技術研修会を開催し対話を促進する。動物用医薬品、給与飼料等の取扱いについて法に準じ適切に対応し獣医師としての社会的責務を果たす。
- ④安全な畜産物生産を支援し、経営の安定や農場システム構築(HACCP、GAP等)のレベルアップを図る。

<畜産家畜衛生部会>

- ①畜産飼養技術の改善や家畜伝染病等の発生及びまん延防止に参画することで、より良い品質の畜産物の生産を促進し、もって地場産業である県内畜産業の振興を支援するとともに消費者への安全・安心な畜産物提供に寄与する。
- ②学術の研究と研鑽を図るため、地区学会等で業績発表を行う。
- ③最新衛生管理技術や家畜疾病の動向および家畜防疫対応体制を正確に把握できるよう、生産者参加型の技術研修会を県、関係団体等と共催し、情報の共有と実効精度の向上を図る。

収益事業 1

指示書等販売事業

- ①本会事業活動において必要な指示書、マイクロチップ等の販売を行う。
- ②仕入、販売、在庫管理は事務局にて行う。

その他事業 1

①近畿地区連合獣医師大会事業

本会会員獣医師は、高い見識と厳正なる態度で、「獣医師の誓い—95年宣言および日本獣医師会・獣医師会活動指針」を理念に職業人となす。近畿地区連合獣医師会における共通の課題は、解決に向けて共に対策に講じる。また学術、功労に顕著な会員は、近畿地区連合獣医師大会の席上で地区連合会長から表彰状が授与される。